

東日本大震災の発生に伴う中小企業向け支援策等のお知らせ

(平成23年4月10日現在)

(金 融 支 援)

支 援 策 等	主 な 内 容
<p>- 運転資金が必要 -</p> <p>災害復旧対策資金</p> <p>(東日本大震災災害対策枠)</p> <p>【問い合わせ先】 http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/ 宮城県経済工商観光部商工経営支援課 TEL 022-211-2744</p>	<p>資金の用途: 運転資金 融資対象者: 今回地震により被害を受けた中小企業者で、次のいずれかに該当する者。 (1) 施設・設備、事業用資産の損壊等が発生しているもの(直接被害) (2) 取引先の被災による等最近1か月の売上が対前年同月比10%以上減少又は減少見込があるもの(間接被害) 融資限度額: 1千万円 融資利率: 年1.0%以内 信用保証料率: 1.59%以内 償還期間: 10年以内(据置2年以内含む) 取扱期間: 平成23年4月1日～同年9月9日(融資実行分) 取扱金融機関: 県内に本・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫</p>
<p>- 運転資金、設備資金が必要 -</p> <p>災害復旧貸付</p> <p>【問い合わせ先】 http://www.jfc.go.jp/ 日本政策金融公庫仙台支店 国民生活事業 TEL 022-222-5173 中小企業事業 TEL 022-223-8141</p>	<p>融資対象者: 今回地震により被害を受けた中小・小規模事業者 融資限度額 (1) 国民生活事業: 3千万円 (小規模企業向け) (2) 中小企業事業: 1億5千万円(中小企業向け) 融資利率: 基準金利。ただし被災証明書を市町村長等から受けた方は、1千万円を限度として、融資後3年目までは災害利率(基準利率 - 0.9%)、4年目以降は基準利率(平成23年3月9日現在: 9年超10年以内2.25%)。 償還期間: 10年以内(据置2年以内含む) 取扱期間: 平成23年3月11日～半年間</p>
<p>- 融資の際の保証が必要 -</p> <p>災害関係保証</p> <p>【問い合わせ先】 http://www.miyagi-shinpo.or.jp/top.cgi?eid=258 宮城県信用保証協会 TEL: 022-225-5230</p>	<p>申込人資格要件: 激甚災害により直接被害を受けた中小企業者 保証限度額: 普通保険に係る保証 2億円以内 無担保保険に係る保証 8,000万円以内 特別小口保険(無担保無保証人)に係る保証 1,250万円以内 中小企業が組合等の場合は、4億8,000万円以内 対象資金: 事業の再建復興に必要な資金 保証期間: 運転資金10年以内(据置2年以内含む) 設備資金15年以内(据置2年以内含む) 担保・保証人: 担保は、必要に応じて提供 保証人は、原則として法人代表者以外の保証人は不要 信用保証料率: 年0.7%(特別小口保険適用の場合は0.62%) 貸付利率: 金融機関所定利率 保証割合: 100% 責任共有制度対象外 取扱期間: 平成23年3月18日～同年9月11日(政令により延長の場合あり)</p>

〈 雇 用 支 援 〉

- 手当を支払って休業 -

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)

【問い合わせ先】

<http://www.miyarou.go.jp/touhokuuki/index.html>

宮城労働局助成金コーナー

TEL:022-299-8063

大河原公共職業安定所

TEL:0224-53-1042

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持のために、手当等を支払って休業等を実施した場合、手当相当額等の一部を助成。
東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合にも利用可能。(災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、支給要件の緩和有)

助成率

大企業：2/3 (3/4)

中小企業：4/5 (9/10)

震災による事業所の損壊が事業活動縮小の直接的な理由の場合は利用不可。
事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、カッコ内上限額は、大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,505円
中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。

【具体的な活用事例】

交通手段の途絶で、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。

事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。